

# 5月は「自転車安全利用推進月間」です！

## ○ 自転車事故発生件数の推移

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
発生件数(件)	1,310	1,121	962	896	825	944
死者数(人)	5	10	6	4	6	7
負傷者数(人)	1,269	1,057	916	871	792	908

(注) 発生件数は、自転車第1当事者又は第2当事者となった件数。相互事故は1件として計上

死者数・負傷者数は、自転車乗用中の死者・負傷者の数

## ○ 自転車事故の特徴

- ・ 約8割が交差点や交差点付近で発生
- ・ 約半数が出会い頭事故
- ・ 8～10時、16～18時に多く発生
- ・ 自転車当事者の7割以上に違反あり

違反内容を見てみると…

- 交差点安全進行義務違反
- 動静不注視
- 安全不確認
- 指定場所一時不停止など

## ● 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自転車の交通ルール  
再確認はこちら▶

青谷交番だより



城陽警察署

Tel 53-0110

青谷交番

Tel 53-6666

## 悪質商法に騙されないようにしましょう

悪質商法の手口は「点検商法」「訪問購入（押し買い）商法」「送りつけ商法」「マルチ（連鎖販売取引）」等があります。

## ○ 騙されないためにも ○

- ・ ドアを開けず、インターホンかドア越しで対応する。
- ・ 「無料点検です。」「無料で不要品を回収します。」などの甘い言葉に乗らない。
- ・ 少しでもおかしいと思ったらはっきり断る。しつこい相手には110番する。
- ・ 貯蓄額や身の上話は付け入れられるもと。安易に明かさない。
- ・ 契約や購入は一人で決めず、家族や相談窓口相談する。
- ・ 契約後、解約したい場合は、すぐに相談窓口相談する。

## ○ 相談窓口 ○

- ・ 警察の相談窓口  
悪質商法110番（075-451-9449）
- ・ 京都府及び京都市の相談窓口  
京都府消費生活安全センター（075-671-0004）  
京都市消費生活総合センター（075-366-1319）  
消費者ホットライン（188）

## 青谷交番相談員

からの一言

高齢者の一人暮らし・二人暮らし  
世帯に対して

「いたわりテレホン」

を実施しています。

これは、各家庭に電話をして、

特殊詐欺等

に騙されないよう注意する連絡をしている  
ものです。

現在の、犯人の手口や発生状況をお伝えし  
ています。

くれぐれも騙されないようにしてくださ  
い。

さらに、電話や訪問してきた悪質商法に  
も十分注意してください。